損益の状況

日銀の金融政策正常化に伴う金利上昇や「物価と賃金の好循環」の進展により、安定的な景気回復が期待される中、貸出金の順調な増加と短期プライムレートの引上げ効果により、貸出金利息収入が増加するとともに、市場金利上昇による利回り改善により、有価証券利息配当金収入・預け金利息収入が増加しました。

この結果、業務純益は586百万円(前年同月比285百万円、94.89%増)、経常利益は1,282百万円(同63百万円、5.24%増)、当期純利益は925百万円(同19百万円、2.19%増)となり、本業の取組みを示すコア業務純益も1,504百万円(同276百万円、22.47%増)と昨年実績を上回りました。

(単位:百万円)

	2024年9月	2025年9月	増減
業務純益	301	**586**	285
実質業務純益	301	**595**	294
コア業務純益	1,228	**1,504**	276
コア業務純益(投資信託解約損益を除く)	1,194	**1,504**	310
経常利益	1,218	**1,282**	63
当期純利益	905	**925**	19

■損益状況の推移

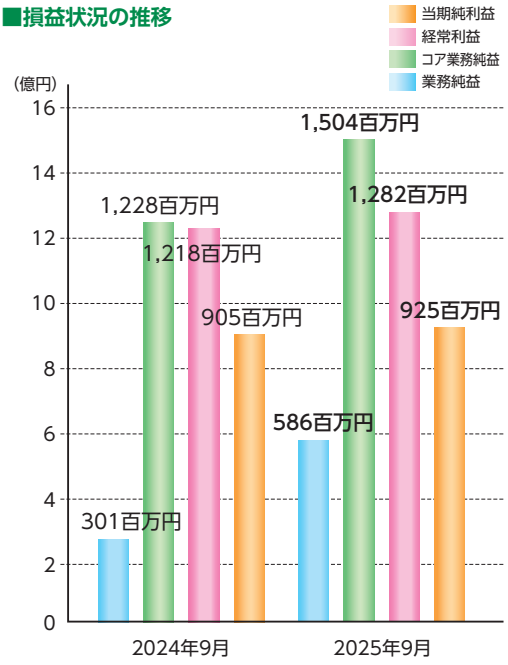

自己資本の充実の状況

■自己資本比率(単体)

貸出金や余資運用に係るリスクアセットと自己資本の増加率が同水準であったため、2025年9月期の自己資本比率は、2025年3月期と同水準の15.12%(期初比±0ポイント)となりました。依然として国内基準4%・国際基準8%を上回る水準を維持し、経営の健全性・安全性を十分に保っています。

引き続き、適切なリスク管理の下、「よろず相談所の実践」による地域の皆様との対話に取り組み、お客様へのご融資と適切な資金運用を通じ、健全性の確保と収益性の向上に努めてまいります。

【当金庫の2025年9月期の自己資本比率(単体)】

$$\text{単体自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額(コア資本に係る基礎項目の額53,970百万円−コア資本に係る調整項目の額894百万円)}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額334,683百万円+オペレーショナル・リスク相当額の合計額÷8% 16,222百万円}} \times 100 = 15.12\%$$

■自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項　　目	2025年3月	2025年9月
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	52,955	**53,878**
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,068	**1,066**
うち、利益剰余金の額	51,950	**52,811**
うち、外部流出予定額(△)	64	**−**
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	83	**92**
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	83	**92**
コア資本に係る基礎項目の額…(イ)	53,039	**53,970**
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	148	**125**
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	148	**125**
前払年金費用の額	609	**768**
コア資本に係る調整項目の額…(ロ)	757	**894**
自己資本		
自己資本の額((イ)−(ロ))…(ハ)	52,281	**53,076**
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	329,423	**334,683**
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	16,222	**16,222**
リスク・アセット等の額の合計額… (ニ)	345,645	**350,906**
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(ニ))	15.12%	**15.12%**

■自己資本比率と自己資本額の推移

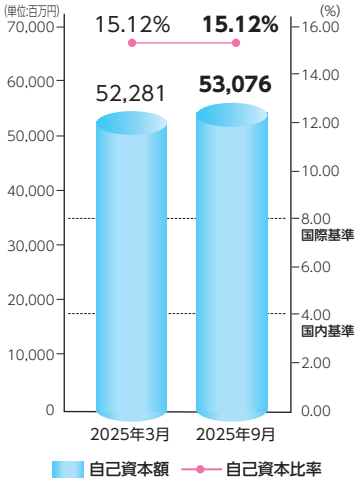

(注)

自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準を採用しております。

信用金庫法及び金融再生法に基づく債権の状況

■信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区　分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額(c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)／(a)	引当率 (d)／(a−c)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2025年3月	1,341	1,341	718	622	100.00	100.00
	2025年9月	**1,493**	**1,493**	**844**	**648**	**100.00**	**100.00**
危険債権	2025年3月	4,353	4,071	2,931	1,139	93.52	80.17
	2025年9月	**4,239**	**3,980**	**2,850**	**1,130**	**93.90**	**81.38**
要管理債権	2025年3月	703	342	333	9	48.69	2.49
	2025年9月	**677**	**320**	**313**	**7**	**47.33**	**2.08**
三月以上延滞債権	2025年3月	−	−	−	−	−	−
	2025年9月	**1**	**0**	**−**	**0**	**1.12**	**1.12**
貸出条件緩和債権	2025年3月	703	342	333	9	48.69	2.49
	2025年9月	**675**	**320**	**313**	**7**	**47.44**	**2.09**
小計(A)	2025年3月	6,397	5,755	3,983	1,771	89.95	73.37
	2025年9月	**6,410**	**5,794**	**4,008**	**1,786**	**90.40**	**74.37**
正常債権(B)	2025年3月	360,948					
	2025年9月	**374,869**					
総与信残高 (A)+(B)	2025年3月	367,346					
	2025年9月	**381,279**					

・上記開示債権について、担保・保証等による回収見込額には、決済確実な割引手形等を含めています。

・金融再生法上の不良債権比率= 金融再生法上の不良債権　6,410百万円 / 合計(総与信)381,279百万円 ×100=1.68%

※不良債権比率は単位未満を四捨五入して表示しています。

(注)

1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

■自己資本の充実度に関する事項(単体)

(単位:百万円)

	2025年3月		2025年9月	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	329,423	13,176	**334,683**	**13,387**
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	300,205	12,008	**305,277**	**12,211**
外国の中央政府以外の公共部門向け	53	2	**52**	**2**
地方公共団体金融機構向け	270	10	**220**	**8**
我が国の政府関係機関向け	313	12	**311**	**12**
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	80,578	3,223	**79,575**	**3,183**
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,487	99	**3,291**	**131**
法人等向け	73,770	2,950	**78,945**	**3,157**
中堅中小企業等向け及び個人向け	37,466	1,498	**38,343**	**1,533**
トランザクター向け	618	24	**598**	**23**
不動産関連向け	42,886	1,715	**43,981**	**1,759**
劣後債権及びその他資本性証券等	7,636	305	**7,636**	**305**
延滞等向け	2,925	117	**2,811**	**112**
自己居住用不動産向けエクスポージャーに係る延滞	157	6	**154**	**6**
取立未済手形	80	3	**81**	**3**
信用保証協会等による保証付	1,975	79	**2,071**	**82**
株式等	10,650	426	**9,750**	**390**
上記以外	41,440	1,657	**41,341**	**1,653**
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	4,765	190	**4,765**	**190**
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	4,768	190	**4,768**	**190**
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	20,884	835	**20,597**	**823**
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	530	21	**530**	**21**
②証券化エクスポージャー	−	−	**−**	**−**
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	29,217	1,168	**29,405**	**1,176**
ルック・スルー方式	29,217	1,168	**29,405**	**1,176**
④未決済取引	−	−	**−**	**−**
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	−	−	**−**	**−**
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	−	−	**−**	**−**
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	**0**	**0**
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	16,222	648	**16,222**	**648**
BI	10,815		**10,815**	
BIC	1,297		**1,297**	
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)	345,645	13,825	**350,906**	**14,036**

(注)1. 所要自己資本の額=リスク・アセット等×4%(自己資本比率規制における国内基準)

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

5. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

6. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

7. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)×4%